

会計教育への期待と対応—リテラシーと 倫理教育の両立にむけて

田中 浩

はじめに

第1節 組織部門別にみた会計関連の諸問題

第2節 大学における会計教育

第3節 会計倫理教育への期待

おわりに

はじめに

会計、財務に関連する急務の事項が、企業のみならず公的部門でも数多く存在する。例えば、企業であれば、グローバル化した会計基準への適応、M&A 防衛策など財務技法からの視点の導入、環境問題への適応から環境会計の精緻化、公的部門であれば企業会計と同等の制度導入の必要、効率性の向上などがある。これらの問題の解決に当たっては、制度や概念の大きな変化を必要とする。

このような制度、概念等多岐にわたる大規模な変化があり、しかも急激に対応する必要がある場合、その後の会計のあり方について、二つの視点から論じることが必要である。第一の視点は、各問題に関して個別に、長期的な観点と短期的な観点（暫定的な観点）の両方から、どのような理論的解決がありえるか、計算技法や会計処理としての的確なものはどのようなものか、それを支えるシステム・法制度はどうあるべきか、などを検討する視点である。このような検討は学会を中心として常に行われている。

第二の視点は、この検討された解決策が、各組織で実行され、定着し、実効を挙げていく諸条件を考えることである。あらゆる理論、技法は、会計・財務の場合、計算され処理されるのであり、そのためには組織構成員が、その理論や技法をマスターしなくてはならない。的確な計算技法や会計処理が学会・業界組織等から提示され、それとの関連で法制度を整備しても、その実効性を担保するには、実際にそれを担当する担当者が十分に内容を、その趣旨を含め理解し、さらに自身の所属する組織部門の実態に合致するようにする、その能力が必要である。

このように、第一の視点は「適切なあり方を決める」ことであり、第二の視点は、その適切なあり方が速やかに実行されるために「必要な能力はどのようなものか」「その能力をどのように養成するか」という点に視点をおくのである。

本稿は、この第二の視点を検討するものである。

ただし、この第二の視点は、本質的には同質の問題であっても、それが生じる主体によって、事の捕らえ方、緊急性、期待される解決などが異なってくる。つまり、例えば、環境会計のあり方について一定の結論を得たとしよう。これは第一の視点である。次に第二の視点として、この環境会計の適切なあり方が実施され、その後定着する際に、大企業、中小企業では異なる能力が求められる。政府・自治体等の公的機関ではまた異なり、公認会計士や税理士、会計事務所における場合はまた異なる能力が求められる。

そこで以下に、組織体別に、差し迫った問題、組織に求められる解決策、会計担当者が求められる能力、身に着けるべき能力等について列挙する。

第1節 組織部門別にみた会計関連の諸問題

1-1 企業組織での現状

(1) 適応能力と処理能力の向上

企業においては、グローバル化のもと、急速に進展した国際基準の会計処理に適応し、あるいは監査体制の強化に対応して、徹底したディスクロージャーと透明性ある会計処理がいっそう求められている。このような会計処理のコンセプトや方法が変化したり、社会が求める企業情報が変化することについて積極的に適応していくのは、会計に関わる者が常にさらされることであり、その変化に適合していくのは至極当然である。だが、近年の変化のスピードはあまりに急激であり、また非常に多岐にわたる変化が求められている。

さらに情報技術の変化が落ち着きを見せないため、会計処理の本質とは異なる情報技術に関わる知識と適応が日々求められ続けている。

しかも大規模なリストラクチャリングが終焉した後も、コストダウンが求められ、その対象として会計・財務などの事務処理が重要視されるなか、会計処理に関わる事務処理の徹底した効率化が続けられている。

例えば、会計処理の効率化のために新たなコンピューター会計の処理システムを導入する場合、会計担当者はその会計ソフトウェアに関する処理方法に十分習熟するまで、時間をかけることは許されず、速やかにコンピューター処理システムに適応し、その作業を習得しなければならない。通例は、コンピューター処理システムの導入により、会計処理全体に掛かるコストが引き下げられるものとの期待がなされるため、その適応に求められる内容はより負荷が重い。新たなコンピューター処理システムによっても、当初のコストダウンをもたらさない場合、会計担当者は、新たな情報技術とは関わらない作業、たとえば会計処理に関する情報収集や判断などについて、従来以上の時間短縮等を求められる場合も考えられる。つまり会計に関わる本質はなんら変化が無くても、コンピューター処理システムをめぐる「新たな作業」を余儀なくされ、さらには従前からの手続き等を一層効率化することが求められる。

このような変化への適応は、情報技術の進化がまるで「終わり無き」かの如く続くため、際限なく求められており、これにコストダウンの要請が相まって、さらに会計処理に関する能力を高くすることが求められている。

(2) 高度で変化の激しい知識の獲得

上記(1)で論じた会計処理の能力は、いわばルーチンワーク化した会計処理といえるものであるが、より広く財務・会計全般に目を転じるのであれば、これとは別個の、より高度で専門的かつ変化の激しい会計知識も求められる。グローバル化が加速し、金融テクノロジーが必須のものとなったため、工学的なアプローチに対する知識が必要とされる。また買収策や買収防衛策等に想起されるように、厳しい交渉をバックアップするために、それに耐えられる確度の高いデータを提供することなど、常に高度専門知識を最新の状態にしておくことが求められる。

(3) 不正防止に関わる能力

近年、粉飾決算やインサイダー取引など会計、財務と関わる不正が大きな問題となっているが、会計担当者に関して言えば、会計担当者自身が主体となって不正を行う場合、会計担当者には悪意はなくとも不正に関与する場合、さらにトップマネジメントが主体となって不正を行い、会計担当者はその指示に従って不正を行う場合、の三つの場合がある。

会計担当者自身が主体となって不正を行うことが許されないのは当然であるが、特に注意すべきは、会計担当者の悪意を伴った不正意識を持たなくても、会計担当者が利用され不正に関与する(巻き込まれる)可能性がある点である。例えばインサイダー取引などに関わる情報の漏洩では、自らの行動が自身の悪意とは無関係に不正に関与する結果となる場合もあり得る。したがって、会計財務の担当者は善良であるだけでなく、他者の悪意に利用されないように自身の行動をコントロールする必要がある。

これらの場合、その責務厳守を会計担当者個人に任せ切らずに、組織として、コントロールすることが求められているし、このような組織的な対応について、各企業がさまざまな努力を行いつつあるのであるが、基本は会計担当者一人ひとりの会計不正に対する強い抵抗力、強い会計倫理観が必要である。

さらに、会計担当者が不正の主体とならずとも、トップマネジメントが不正を行おうとする場合、その不正に関与しないことはもとより、トップマネジメントが不正を行わないよう意見する、さらにトップマネジメントが再び不正を行いたいと考えないようにしなくてはならない。伊藤[2007,p.114]も指摘しているが、トップマネジメントが「暴走」したときの「ブレーキ」の中心は、

CFO、経理部門、監査役である。したがって、会計担当者は、会計不正の持つ意味、発覚の可能性、発覚した場合の影響、受ける処罰・制裁等について、トップマネジメントに明示し、正しい会計処理を選択することのメリットを受け入れるよう仕向ける最大の責任がある。これは、会計不正に関わった過去の事例等から知識を収集することのみならず、強い正義感とトップマネジメントとのコミュニケーション能力を養成することが求められている。

このような知識の収集、ノウハウの習得、能力の獲得などは急務の課題として、すでに多くの企業で取り組まれているのであるが、まだ十分とは言えず、それを補完する意味からも教育現場には、不正を防止し、公正な会計を保持する能力の開発が求められている。

1-2 公共組織での現状

(1) 会計システムの変革

公共組織に関して、企業会計とは異なる政府会計で行ってきた場合があるが、このような場合であっても、企業会計と同様の財務諸表が求められる傾向にある¹⁾。

このような会計システムの変革が求められる背景には、近年の公共組織に対する利害関係者の非常に厳しい認識がある。その厳しい認識はさまざまな領域に及ぶが、大きな一つが会計処理上の不透明さに対して向けられている。一般の企業会計に関する知識を有するものであっても公共組織の政府会計では理解できない場合もあるし、あるいは必要な情報がディスクロズされていない、さらに収集すらされていない場合もある。今後、透明性とアカウンタビリティの高い情報をディスクロズすることが急務となっていくのであり、このためには企業会計と同等の会計システムを導入することが必要不可欠とされるようになった。

そのために、企業会計の会計処理のシステム、手順をマスターし、それを支える会計帳簿、組織を準備しなくてはならない。この変革は大変大きなものであり、これに対応する担当者には、非常に大きな能力開発が求められている。

(2) 会計認識の変革～発生主義への適応とその組織への浸透

(1)と深く関わることであるが、企業会計と同様の財務諸表を準備する場合、単に形式的に財務諸表を民間企業と同様に作成し公表するだけでは事足りない。ここで公共組織が迫られる大きな問題が会計認識を発生主義に変えることである。

これは同時に、単に会計処理上の変化だけでなく、費用・収益～とりわけ費用をどのように考えるかという意識改革になる。しかもこの意識変革の当事者は会計担当者だけでなく、公的組織構成員の全員がこの変革の当事者と考えるべきで、最終的には組織全体の意識変革につながるほど、大きな変化ととらえられる。

このような変化を先導し、完遂することが会計担当者に求められる。つまり、会計処理を発生主義に移行するのみでなく、組織構成員全体での理解と意識改革へと導き、浸透させる、その主体が会計担当者に求められ、そのための能力が必要とされている。

(3) 効率的運営の重視～管理会計の導入

今日ほど公共組織に効率的な運営が求められている時代はない、といっても過言ではないだろう。最適解とはほど遠い意思決定をし、その決定を非効率的に実施してきており、その結果、的確な活用が見込めない資産を抱え、さらに新たな資金が運用され続けている、と思われている。

目に余る非効率性は一部の部門であっても、あらゆる公共組織が今後効率的な運営をさらに迫られることは疑う余地はない。そのために管理会計の重要性を認識し、その手法、考え方を導入する必要がある。

(4) 会計倫理の確保とアカウントビリティへの再認識

不十分な会計処理は今後許されず、慣例等を破棄してでも、厳密で的確な会計処理を行うことが必要不可欠であること、不正経理などは絶対に許されないとの認識を徹底しなくてはならない。また住民や利用者（利害関係者）への的確なディスクロージャーも必要であることの意味を認識しなくてはならない。すなわち、これまでは、一般企業のように株主や債権者からの厳しい要求もなく、一定の監査を受ければ認められたのであるが、今後は、一般企業と同等のルールによる会計処理を行い、さらに住民や利害関係者が納得する情報を提供しなければ十分なディスクロージャーがなされたとは言えない。そのような厳格な会計処理と十分なディスクロージャーを行ってはいじめて、会計担当者はその責任を果たしたといえる。公的な部門においても、私企業と同等、それ以上の会計上の責任が重要視されつつあるのであり、このようなアカウントビリティへの再認識が必要である。

1-3 専門的職業会計人の場合

(1) より高度な専門知識と能力

公認会計士や税理士といった職業会計担当者は、クライアントの利益を最大限守るように、常に最新の知識を収集し、提供しなければならないが、近年の環境変化の激しさにより、より一層の専門化が求められる。特に、わが国の場合、グローバル化のために、会計制度が変化を迫られ続けてきたが、高度専門職に就く者は、単に自国の法制度の変化に対応するだけでなく、その背後にある理論、新たな方法のメリット、他国の制度との違い等を明確に把握し、クライアントとの意思疎通をはかり、その後の展開まで見据えた対応を指導するべきである。そのような非常に高度で先鋭化された専門知識を習得することが必要となる。また、会計システムを巡るコンピュータシステムについては常に最新の知識と能力を習得することはもとより、会計エリアと関わる金融工学や金融商品、金融制度への理解など、その必要とされる専門知識は広がり続けている。

(2) 会計倫理の徹底、普及

職業会計担当者は、自身が高度な会計上の倫理観を保持し、自らの職業活動を律することが必要であることは言うまでもない。この点は二つの面で徹底されることが求められる。

一つには、各担当者の倫理意識をより厳格に発揮することである。いわば「李下に冠を正さず」として、一人ひとりの公認会計士、税理士が倫理規定、関係諸法を必要十分以上に遵守し、疑いを差し挟まれる余地のないようすることである。

もう一つは、業界としての取り組みである。公認会計士、税理士がそれぞれ業界として相互牽制し職業倫理を高め、一名たりとも職業倫理を逸脱する者がいないよう図ることである。

公認会計士によるインサイダー取引疑惑や不正関与、不正指南、税理士による脱税指南などの事件報道は、単に職業会計人への信頼を失墜させるだけではない。このような事案は、一般企業や政府機関において、日々会計処理を行う会計担当者の職業意欲、倫理保持にとって、非常に悪質なインパクトを与え、社会全体の会計倫理を低下させる結果を招く。

専門的職業会計人は自身の行動が会計社会に与える影響の重大性を深く認識し、さらにクライアントの模範となり、社会の会計倫理水準を引き上げるよう継続的に努力しつづけていく、いわば「会計倫理の生きた先生」となることが求められている。

第2節 大学における会計教育

前節において、いかなる専門知識の獲得、意識改革、能力開発が求められているかについて、部

門ごとに検討したが、このような状況を前提にして本節では、教育機関、特に大学教育に対しては、どのような会計教育が求められているかについて述べ、続いて大学における会計教育の現状、さらに今後の可能性について検討する。

2-1 教育機関に求められるもの

企業側が教育機関に求めるものは、非常に多様であり、一概には限定できない。ここでは、しばしば企業側から発せられる教育機関への期待を列挙する。

(1) 実践的会計技術

企業現場に密着し即戦力となるような、実践的な会計の技術と知識が求められる。学校教育機関では、もともと理論を重視した教育が行われる上に、教授される会計技法は、理論的に正確であり、また教育効果を考えて、最も単純化した純粋な場合を想定している。企業現場の実践的な会計処理は、必ずしも理論的な帰結として導かれたものが遂行されているものではなく、実際の企業環境が置かれた複雑なニーズから導かれた現実妥当性の高い処理がなされている。企業側からは、より企業実務に即した実践的な会計技法を教授することが求められる場合がある。

(2) 会計現場への適応能力

理論と実務のギャップを乗り越える適応能力の養成が求められる場合もある。上記(1)で記述した、実践的な会計技法自体を求めることが困難であるという理解の上に立ち、企業側からは、学校教育では会計理論と理論的に正確な技法の基礎とを教育し、その後、企業現場に身を置いた際に、実務上の会計処理に速やかに適応することが可能であれば問題はないと考えた場合、実務へ適応する能力が重要視される。一般的には、思考の柔軟性、組織環境への適応能力などと表現される。会計処理の場合、実務上の会計処理やそれに伴う書類整備など、非常に詳細かつ綿密な事務処理である場合が多く、学校教育が教育した内容を大枠とするなら、その細部について学習する能力が求められている場合もある。

(3) 高度で最新の会計知識

高度に専門的に分科した、あるいは最先端の知識が求められる場合もある。特に、教育研究者養成を目的にしない大学院・ビジネススクールにおいては、この傾向がある。最新の会計法規の改正動向、国際的な観点ら見た会計基準、世界各国別の会計制度、会計実務等について、理論や歴史的な展開等の学問的な側面ではなく、実際上の現時点において有効な知識が求められる。学校教育では、そのような最先端の知識そのものよりも、そのような知識を身に着ける能力や、理論や歴史的な事実から、過去から将来への展開やその妥当性について検証する能力を養成したいと考えている場合が多い。なぜなら、知識だけを求めても、その最新の知識は程なく時代遅れのものとなるからである。しかし、企業側からは今現在の最新の知識そのものを求めるニーズもある。

2-2 大学が行っている方策

会計・財務に関する問題が、さまざまな組織体で課題となれば、それを解決し、的確に処理していく人材が求められ、それは学校教育機関への期待となる。会計教育の面で、大学が教育機関として求められる期待も大きい。

しかし、これまで論じた内容から理解できるように、会計を巡って生じている問題が多様性を帯びており、またそれが生じている組織が多様であるため、それに応える教育についても、その目的や方向性が多様となる。

例えば、一つの方策は、グローバル化ないし国際化を一つのキーワードにして、会計教育を構築

する方法がある。この方法では、各国の会計制度を法制度との関係や実務方針の違いから類型化し、比較対比することで、海外進出企業にとって有効な会計知識を軸に教育する。またコンピューター上での会計処理や会計的な分析を軸にする方法も考えられる。

多様性を追求することも意義深いのであるが、多様性のなかから共通基盤を探ることも必要である。その共通基盤として最も妥当な一つが、基本的なリテラシーとしての会計能力、つまり会計リテラシーの強化であろう。そしてもう一つの共通基盤が確かな会計倫理観を持った人材の育成であろう。以下、前者の会計リテラシーの強化について、その展開の方向性を含め、検討し、次節において会計倫理教育を議論する。

(1) 会計リテラシー教育の強化と計算事例の活用

ここでリテラシーとは、幾つかの側面がある。まずは、基礎、基盤となる知識・能力である。いわゆる「読み、書き、算盤」の能力である。

会計に関して、「書き、算盤」とは、帳簿や財務諸表を作成することであり、そのための手続きをルールに従って行う能力である。「簿記」「工業簿記」の講義では、この部分を強化することを目的にする場合が多い。「読み」とは、帳簿や財務諸表の作成ルール、標記方法を知っており、すでに完成した帳簿や財務諸表から、何らかのメッセージを受け取ることができる能力である。「経営分析」「財務諸表分析」の講義では、この能力が強化される。

これに対して、「会計学」「財務諸表論」あるいは「原価計算」「管理会計」等の講義では、このリテラシーの強化に深く関わるが、そのルールや手続きを支える理論を教授する場合が多い。

次に、リテラシーには、より専門性の高い意味で、特定分野の知識や機器を利用し、情報の収集、整理を行い、必要な知識を抽出し、何らかの目的でそれを活用する能力をも意味する。特に、会計リテラシーと情報リテラシーは密接に関連するものとなったため、コンピューター機器を使用しての会計処理を行う能力が会計リテラシーの一つとなっている。すなわち、コンピューターが現在の書き（そのための筆）や算盤であると考えてよい。

さらに、コンピューター機器を操作することで収集可能となる膨大な情報から、何らかの視点をもって情報を整理し、活用する能力をリテラシーと呼ぶ場合があり、コンピューターを使用したこのリテラシーも会計情報を情報の対象とすれば、会計リテラシーの一つとなる。

さて、このようなリテラシー強化のために、計算事例を有効に活用する講義が求められる。従来、大学の講義では、計算の基盤となる理論、その背後になる歴史的経過を中心に講義する場合が多いが、これが十分な会計リテラシー強化に繋がっていないケースがある。計算事例を使用する講義であっても、教員が回答を紹介するのみで、学習者自身で計算事例に取り組む機会がない場合、計算プロセスへの一定の理解を得ることはできるのであるが、会計リテラシーの強化には結びつかない。計算事例について、その枠組み、計算の方向性のみを講義し終了する場合には、会計リテラシーの強化のために、計算過程を詳細に示した教材を準備し、かつ学習者が自発的にこの教材に取り組むよう、何らかの形で指導する必要がある。

また、大学の講義が理論や概念の教授を中心とする側面が避けられない以上、計算事例を中心としたリテラシー強化を高校教育の段階で進めておくことが、有効となるかもしれない。

(2) 検定試験の利用に関して

上記(1)で述べた、リテラシーとの関係では、簿記検定試験がしばしば議論の対象とされる。近年は、さまざまな検定試験が生まれつつあるが、大学では、日本商工会議所と全国経理学校協会のもものが代表である⁵⁾。

いずれの場合も、簿記検定試験に向け勉強することが、簿記会計の計算プロセスに習熟することになり、(1)の会計リテラシーの一部を強化することにつながる。したがって、大学における単

位認定においても、一定の基準として採用されるケースも多く、推奨される場合が多い。

ただし、この簿記検定試験について、企業側からの評価については、微妙な側面がある。これは大学生が就職活動において直面する問題でもある。簿記検定試験に合格した大学生に対して、その会計リテラシー能力の高さを評価するのではなく、その学生の学習能力の高さを評価する基準にしている場合があるからである。つまり簿記検定試験受験の過程で習得した会計リテラシー能力が求められるのではなく、簿記検定試験に合格するだけの能力がある学生は、高い学習能力があり、入社後に企業側が求める能力を習得可能であろうと想定される訳である。

しかしながら、簿記検定試験について、その学習内容自体を含め、より積極的に評価する必要がある。この点で、厚生労働省が平成16年度より実施した、「YESプログラム（Youth Employability Support-Program：若年者就職基礎能力支援事業）」において、簿記検定試験が採用されていることは重要である⁴。このYESプログラムは、事務ならびに営業の職種について、実際に企業が若年者に求めている能力を、就職基礎能力と呼び、その内容を明確にすると共に、それらを身に付けるための目標を若年者に提示している。就職基礎能力は、コミュニケーション能力、職業人意識、基礎学力、ビジネスマナー、資格取得の5種類に分類され、それを習得するために適切な講座や試験、資格試験が認定された。簿記検定試験は、この就職基礎能力のうち「資格取得」に関連する。

YESプログラムでは、資格取得について、情報技術、経理・財務及び語学力の各分野から職務を遂行するうえで必要なものを、具体的な資格として定めており、日本商工会議所簿記検定試験、および全国経理学校協会簿記能力検定試験（共に1級・2級・3級）が、経理・財務関係の「資格取得」として選定されている⁵。

YESプログラムは、『企業が若年者に対して求める能力要件に関する調査研究事業報告書(平成16年5月)』（厚生労働省が行った三菱総合研究所への委託調査研究）に基づくものであるが、企業が求める就職基礎能力の一つとして、検定資格があり、その一つとして簿記検定試験があると認知されたのであり、これによって若年者と企業の間で、就職に必要な基礎能力についての共通の認識が形成され、そのなかに簿記検定試験が明確な位置を占めることになる。

簿記検定試験を利用して会計教育を行うことが、会計リテラシーの強化に有効な手段となる以上、YESプログラムの流れを受け、これまで以上に、これを利用する価値は大きいし、今後、利用する教育機関は増加する可能性がある。

確かに、簿記検定試験を合格のみが目的である一種の受験勉強として捕らえ、いわゆる詰め込み教育の延長となった場合には、その教育効果や、あるいは学問としての会計教育との相関など、総合的な会計教育という観点から見ると議論が必要ではある。しかし会計リテラシーの強化が急務とされる現在、簿記検定試験をより積極的に大学教育の中に採用することが今後進められるだろう。

（3）情報機器への会計教育からのアプローチ

（1）では、会計教科科目の側面から会計リテラシーを強化する方向について、（2）では簿記検定試験が会計リテラシーとして一定の位置を占めている点を指摘した。さて、会計リテラシーの強化と関連して、コンピューター機器を使用した会計処理についても、そのリテラシー強化が大学教育に対して求められている。これについては、コンピューターを使用した会計教育として、既にいくつかの方式で展開されている⁷。

まず、理論的な講義とリンクしながら、計算の実際的な部分について、コンピューターを「部分的」に使用する方式である。エクセル等の表計算ソフトウェアを使用し、そこに会計データを持ち込んで行う場合である。これは、「管理会計」や「経営分析」といった教科では利用しやすい方式である。

この場合、データの作成能力に関わる方式と既存のデータの分析能力のみに焦点を絞る方式がある。データの作成能力に関わる方式とは、例えば原価計算の場合、既存の原価データおよび物量データから、完成品原価と期末仕掛品原価を算定し、原価計算表を作成するプロセスまでを、表計算上で行うと、いうことである。このような表計算ソフトウェアを使用した会計データの作成は、実務からのニーズに対応したものというよりも、教育的な効果を重視した面がある。というのは、紙媒体では計算式に数値を当てはめ、その数値を電卓によって計算し、計算結果を紙媒体に手書きで記入するが、上記のコンピューター会計では、原価データ、物量データのインプットと共に、計算式を公式としてインプットすることで完了する。紙媒体において電卓を使用して行われた計算自体は表計算ソフトウェアが行うため、学生の計算の焦点は、計算公式をインプットできたか否かに絞られる。数字の読み違い、電卓のうち間違い等の問題は排除され、妥当な計算公式が正確にインプットできたか否かだけが焦点となる。このことが、計算構造とその公式の的確な理解につながるため、教育効果が高いと思われる。

また、データの分析能力のみに焦点を絞る方式とは、例えばコンピューターを使用した財務諸表分析において行われることがある方式である。財務諸表データはデジタルデータとして既にコンピューター上にあり、これに既に計算式が入力された表計算等ソフトウェアを使用して分析する、ということである。この場合、学習者自身は、会計データの作成に関わることはない。学習者は、既存のデータと表計算ソフトウェアを利用して、瞬時に非常に多くの分析結果を閲覧できるのだが、そこまでにはコンピューターと表計算ソフトウェアの操作ができれば十分であり、会計の知識も技能も必要ない。そして、分析結果から、どのような意味を解釈するかにのみ焦点が当てられる。データの作成は他者（この場合、コンピューター）が完遂することで、その解釈に力点を移し、さらにそこから適切な意思決定案の作成や選択が求められる。ここで注目できるのは、一つに理論的な講義で学習した、会計データとその分析結果の意味を十二分に理解することにつながるという点であり、もう一つは、ここで養成される会計リテラシーの意味が会計処理・会計データの作成、分析ではなく、分析結果の解釈とその後の意思決定についての能力にまで及ぶ点である。

次に、計算の実際的な部分について、コンピューターを「全面的」に使用する方式もある。これは表計算ソフトウェアではなく、コンピューター会計ソフトウェアを使用する方法である。

例えば、コンピューターに「PCA 会計」「弥生会計」などの会計ソフトウェアをインストールし、会計取引に関してのデータに対して、仕訳、伝票、帳簿への記入をパソコン上で行う。最初に、仕訳帳・元帳に関する全ての設定を行う必要であることが通常で、取引開始前に会計システムの全てについて細部まで把握しておくことが求められ、それによって学習者が会計システムの全体について知識を再構築し、それをコンピューター上で構成する能力が養成される。

確かに、転記記入、金額の集計、合計金額の一致・不一致等については、コンピューターソフトウェアが自動的に計算処理を行ってしまうため、数字の一つ一つを計算し、取り扱う能力は養成されない。決算整理、報告手続きについても同様であり、各決算整理事項についての設定を行い、そのために必要な条件数値を入力する必要があるのだが、その入力が行えれば、具体的な計算はコンピューターが行う。したがって、電卓を使用するなどして数字や金額を自ら計算する際に養成される計算能力は、このコンピューター会計ソフトウェアを使用した会計教育では養成されない。

しかし、会計処理に必要な諸条件を把握することができる。また電卓の打ち間違いに代表される計算能力の欠如から会計処理の全体像を把握することが後回しになる学習者がいるが、このような問題を避けることができるため、会計処理の全体像や会計システムそのものを理解するには効果的な教育方法であると言える。

第3節 会計倫理教育への期待

3-1 会計倫理教育の必要性

さて、再び会計教育に対して何を期待するかについて鳥瞰的に見てみよう。一つは学習者の会計リテラシーを向上させることである。実社会における会計に関わる諸組織、諸活動の全てが的確に構築、遂行され、誤謬、無理、無駄がないこと、すなわち「効率性」が確保されることが、より一層高いレベルで求められているからである。この効率性を向上させるために、現実の組織において会計処理が行われる組織プロセスの再構築等が検討されることが必要であるが、会計教育としては、学習者一人一人の会計リテラシーを強化するような教育を行うことが第一の目的となる。

次に会計教育に対する期待として大きいものは、会計に関わる職務上の高い倫理観を保持した人材の育成である。ここでの倫理観とは、一般社会で言われる緩やかで曖昧な倫理観ではなく、職業上求められる高度で厳格な倫理観であることはいうまでもない。

そもそも会計の目的は、会計描写（すなわち会計数字を使用して組織行動を写像すること）であり、そこでは真実の描写がなされることが第一条件である。真実から離れた、あるいは真実を歪めた描写は、企業活動の真実を隠蔽し、その会計報告を利用する利害関係者の企業活動への認識を混乱させ、彼らの判断を誤らしめる。まさに、会計の目的を反故にするとと言える。

この会計の本来の目的が貫徹されるためには、真実な描写を確保し歪曲された描写は徹底して排除するためにあらゆる努力を行うこと、そのために自身の行動を徹底的に管理することが、会計担当者に求められている。そして、さらにその基盤には、会計担当者には職業上の倫理（会計倫理）が確保されている前提が必要である。

このような会計倫理の必要性が大きくクローズアップされる局面には、大きく二つある。一つが意図した不正行為とは断定できない場合で、例えば会計処理方法に複数の方法が認められ、その選択に判断の余地がある場合などがそれである。どの会計処理が妥当かの選択において、一定の判断が必要である。しかも、この判断は会計主体が自らの責任において下すものである。ここに、客観的な妥当性や普遍的な妥当性が担保されるためには、会計主体である会計担当者が高い倫理観をもって、自身の行った会計処理の選択という判断が真実の描写を確保し、真実を歪めないように、自分自身を律している必要がある。

会計リテラシーを強化し、効率的で正確な会計処理を行うことが可能となっても、会計処理は全て単純で機械的な手続といえるものではなく、思考と判断が必要となる局面がある。この局面で、会計倫理が保持されていることが必要条件ということである。

また、厳格な会計処理のルールを制定し、その後の、単に会計基準等のルールを遵守すれば十分というものではない。瀧田 [2007] は、ルールの遵守それ自体が倫理的な行動であるという考えを「規則尊重主義」と呼び、会計基準の多義性、一貫性の欠如、不完全性などの五つの点から、その問題点を指摘している [pp.21-23]。そして、「倫理的に適切な会計行動および監査行動は単に社会的に同意された会計基準等に準拠することによってなされるものではない」 [p.23] と述べている。つまり会計基準等のルールを遵守すれば、それで会計倫理が保持されるとは言い切れないのである。この点について詳細な言及を行うことは本稿ではできないが、会計倫理の教育を考える際に、会計学等の講義において、会計基準等のルールを如何に詳細に教育したとしても、それだけでは会計倫理教育としては十分ではないという点には注意しておかなければならない。

会計倫理がクローズアップされるもう一つの局面は、違法な処理に関わる場合である。これには、会計担当者自身が主体となって、違法な会計処理を行う場合と、トップマネジメントが違法な会計処理を要求し、その指示のもと、会計担当者が具体的な違法な会計処理に関与する場合とがある。前者の場合、会計担当者自身が強い職業倫理を保持し続けることが求められ、後者の場合、会計担当者が会計倫理について組織全体に発信する能力が求められる⁸。

ここで整理した会計倫理は、企業組織、公的組織、そして広く社会全体から、近年強くその欠如が指摘され、強い倫理観の要求性が指摘されている。それに対する方策としては、強い罰則を科するという方向と共に、教育機関において会計倫理について、その育成を重点項目とすることがあげられよう。

3-2 大学が行う会計倫理教育

(1) 従来型の教育

これまでの大学教育では、「簿記」「工業簿記」あるいは「コンピューター会計」といった科目によって、会計リテラシーを育成し、続いて「会計学」「財務諸表論」「制度会計」といった科目によって、会計理論、会計基準、会計原則、法制度など会計を形作るフレームワークと内容とを教授することが通例である。この二つの領域によって、リテラシーと理論の両面に渡って会計に関わる技能と知識を習得することが可能となる。

さて会計倫理に関しては、この後者の領域、つまり「会計学」「財務諸表論」「制度会計」等の理論科目の中で、その必要性が教授される場合が多い。しかし、このような従来からの会計倫理の教育は必ずしも十分とは言い切れない⁵。

なぜなら、そもそも、上記の会計関係の科目群において、会計に関わるルールが厳守されることが前提となっているからである。すなわち、まず「簿記」といった会計リテラシー教育の段階ではルールそのものを身に着けさせ、「会計学」といった理論科目では、既に身に着けられたルールが、いかなる理論によって成立し、現実社会でどのように成り立っているかを教授する。ここでの教育は、ルールそのものと、ルールが成立する理論とを教育するのであり、ルールが逸脱されることを想定しては教育できない。ルールは厳守されることが当然であり、ルールが逸脱されることが例外である、つまり会計倫理を保持するのが当然であり、会計倫理の欠如が例外として教育がなされる。

しかし、現在教育機関に求められる会計倫理教育は、会計倫理の保持が当然のことではなく、会計倫理が欠落したケースがしばしば見受けられ、そのことが大きな問題を引き起こしている現状からきている。会計倫理の教育において、「ルールは当然守られるべき」という視点と、「油断するとルールは破られる」という視点の両者からアプローチすべきである。また、既述のように、ルールを遵守するだけでは十分に倫理的な会計行動が保証されるとは限らないことから、ルールそのものを教授する伝統的な会計理論の講義科目だけでは十分な会計倫理の教育が行えないのである。

このために、「会計学」等の科目群とは別個に「会計倫理」という独立した科目を設置すべきである。この「会計倫理」では、会計基準等のルールが守られない場合もあり得ることを前提に教授する必要がある。また会計基準等やその罰則を厳格なものに修正したとしても、それだけでは会計倫理の問題が解決しえないことも前提として教授する必要がある。

なお、経営学、法学、社会学など様々な学問領域の講義科目と協力することで「企業倫理」「社会倫理」などの名称の科目として設置する可能性も検討する価値がある。会計倫理の問題は、会計学の理論的なフレームからだけでなく、企業法、企業不祥事、失敗事例（失敗学）、リスクマネジメント、犯罪学などさまざまな視点から検討されている問題である以上、会計関係の理論科目内で言及するだけでなく、より広い視点と専門知識を加味して講義が展開されることは、学生に対する高い教育効果が期待できるからである。

(2) 可能性ある会計教育法について

これまでの議論は、リテラシー教育とは別個に、あるいはリテラシー教育が終了した後に、会計理論を教授する段階で、会計倫理をどのように教育するかを述べたものである。しかし、リテラシー教育の段階で、それに混合させて会計倫理を教育する方向も考えられる。これは計算ルールの習

得の段階で、そのルールを保持することの重要性やルールを逸脱した場合の悪影響などについて、教授する方式である。

たとえば、会計処理方法が複数存在し、その選択が容認されている場合や簡略的な会計処理が容認されている場合などに、それぞれの会計処理方法の計算プロセスをマスターするだけで終始すれば、それは会計リテラシーの強化にはつながるが、会計倫理の強化にはならない。複数ある会計処理方法の計算から、それが利益表示に与える影響について比較検討し、利害関係者の判断を誤らしめる可能性を検討するところまで、学習者に体験させれば、慎重で高い倫理観に基づいた会計選択が重要であることをリテラシー強化の段階で教授することができる。同様なことは、不適切な会計処理の事案を取り上げ、正しい会計処理を行った場合との計算結果を比較することでも、行える。

会計倫理として教授すべき内容や会計不正の全ての事案が、このような計算プロセスに還元することが可能なわけではなく、またリテラシー教育の段階で、学習者の会計リテラシーの強化と同時に会計倫理の強化をも目指すことがもたらす負の効果も考えなくてはならない。

しかしながら、このような方式の価値は、会計倫理という、ともすれば抽象的な教育内容を具体的な計算プロセスと混合させることで、具体的な事案として教育することの可能性を求めるものであり、「具体性」のもたらす学習効果を狙ったものとして、今後検討する価値は十分あると言える¹⁰。

このアプローチを検討する際に、「教科主義」「構造主義」という教科教育法の類型区分が参考になるかもしれない。

福浦 [2008] によれば、「教科主義」とは、伝統的な教科教育法であり、ここでは「教育者は、客観的な知識の体系を能動的に伝達する主体であり、学習者はこれを受動的に記憶する客体であるという位置づけ」[pp.114] がなされという¹¹。ここで注目したいのは、①教育される内容が「客観的な知識」であること、②それが順序立てて伝達されること、③教育者から学習者への方向でのみ伝達されること、したがって教育者が主体、学習者が客体となること、④教育者の作業は伝達、学習者の作業は記憶であること、⑤学習者が客観的な事実を記憶したか否かがポイントであるため、客観テストによって学習成果が判定されることなど、である。

これに対して「構造主義」とは、「教育者、学習者の立場を逆にした観点にもとづくものである」[福浦,p.114] という。その結果、①意味の探求が学習であり、客観的な事実とは限らない、②学習は、学習者個々の意思、経験、認識を通じて形成される、③学習者が能動的な主体であり、教育者の作業はサポートにすぎない。教育者は、学習者の知識創造をサポートするファシリテーターである¹²、④学習者の作業は自ら問題・課題を考察し解決する経験をすること、その経験を通じて有機的な知識のネットワークを深めることである。また⑤評価は学習者個別の理解の進捗度によって行う。

さて、このような「教科主義」「構造主義」の教科教育法の区分を取り上げたのは、二つの意図がある。一つは、会計リテラシー強化の際に、構造主義による教科教育法がもつ効果が期待される点である。効率的な会計処理を的確に行う能力の養成には教科主義教育が不可欠ではあるが、さまざまな組織体で求められる会計リテラシーを大学で統一的に養成することは困難である。したがって、「効率的な会計処理を的確に行う能力」について基礎的な会計知識を教科主義教育によって習得した後、「効率的な会計処理を習得する能力」自体を強化することで、各組織体で就労後に会計リテラシーの補充が短期間で適切に行いえる。この「効率的な会計処理を習得する能力」自体を強化するために、構造主義による会計教育が期待される。

また、二つ目の意図としては、会計倫理教育における構造主義教育の可能性を探る必要性があることを提起したいがためである。この第二の意図は本稿では特に強調しておきたい。会計倫理教育は教科主義によって教育がなされる必要性があり、これを全て構造主義教育によって行うことは困難であるかも知れない。しかし、部分的に構造主義の教育方法を会計倫理教育に導入することは可能であろう。例えば、ケーススタディ教材、ビジネスゲーム、あるいはディスカッションやディベ

ードなどの方法を使用することが考えられる。また Mintz [2006] は会計倫理教育とリフレクティブ・ラーニングを利用する方法を検討している¹³⁾。

このような方法は、多様で未だ体系化されていないし、全てが十分な検証が行われているとは言えないが、今後その可能性と効果を検討する価値は十分あると考えられる。なぜなら学習者が会計倫理の重要性を教科主義によって得られた「知識」としてのみでなく、構造主義によって得られた「体験」として習得することは、会計倫理のその後の定着度を上昇させる可能性を持っているからである。

おわりに

本稿では、会計教育に求められるニーズから、会計リテラシーの強化と会計倫理教育の重要性を検討した。そのなかで会計リテラシーの強化は非常に急務かつ重要であるものの、組織体によって、その求められる内容が様々であることを指摘し、さらに大学教育とりわけ学部教育がリテラシー強化のために行っている諸方法について検討を行った。今後、さまざまな細分化や工夫など、より一層の検討が必要である。

また会計倫理教育については、会計制度を支える最大の基盤であるにも関わらず、これまでの大学教育では後回しになりがちである点、また会計倫理が保持されることが前提となった会計教育がなされている点等について検討した。さらに、会計倫理教育において、より一層の教育効果をあげるため、具体的な事案を使用した方策の必要性を提唱し、またその方向での検討にあたり構造主義による教科教育方法が参考となる点を指摘した。

最後に、今後の課題として次の諸点が挙げられる。一つが会計倫理のより一層の普遍化と普及である。会計倫理は単なる法令順守のみを意図して十分なものではなく、真実の組織実態を写像し、これを的確に公開するという会計の本質に関わるものである。この会計倫理を経営倫理（あるいは全ての組織における倫理）の重要な軸の一つとして確立し、社会全体で保持される倫理観（社会倫理の一環）として普遍化することである。このような普遍化のためには、学問体系をより整理すること、また大学教育において経営学関連のカリキュラムとのリンケージを計っていくこと、教育機関と税理士や会計士等の職業会計組織との協力を強化することなどが必要となる。さらに、商学、経営系の学部教育を超え、他の人文、理系学部等においても、会計倫理教育を行う必要もあり、その方策を検討する必要がある。

もう一つは会計倫理教育と人格教育の関係を検討することである。会計倫理が高度に専門的な職業倫理であるとしても、人間としての倫理が基盤に存在し、一般社会での倫理観、社会人としての人格などが十分に養成されていなければならない。このような人格教育については、リベラルアーツの一環として強化することが必要であるが、さらに専門教育との関わりからも検討する必要がある。医学部や法学部においても、人格教育をより一層強化することが求められ、試みがなされているが、商学部、経営学部においても同様の試みが本格的に検討されなければならない。

最後に、学校教育における会計教育と実務現場で行われる職業教育としての会計教育の質的な相違がどのようなものか、さらに両者の連携の方法について、今後検討すべきことも指摘しておく。

- 1 公的な部門といっても、一様ではない。大塚[2007]によれば、①中央政府である国と地方政府である自治体、②特殊法人、独立行政法人、③政府企業、第三セクターなどの公企業、④公益法人などの非営利組織、が考えられる [p.56-57]。また、現金主義が採られる部門（政府会計型と呼ばれる）と既に企業会計方式が採用されている部門（企業会計型）とがあり、企業会計型では発生主義で会計処理がなされている。例えば、独立行政法人がそれに該当するという [pp.57-58]。
- 2 これは、商業高校（商業科）のみならず、普通科高校を含めた、全ての高校においてである。平松 [2007] では、日本学術会議との関わりからも、この会計リテラシー教育の社会への広がりを求めている [pp.69-70]。
- 3 新しい簿記検定試験には、B A T I C（Bookkeeping and Accounting Test for International Communication：国際会計検定）やビジネス会計検定がある。なお、本稿では簿記検定試験に限定して議論を進めるが、税理士、公認会計士の資格取得試験との関わりも議論となる。簿記検定試験とこれらの資格試験とは異なる側面を有する。例えば、松本 [2007] は、簿記検定試験は大学の講義と競合しないが、資格試験の受験勉強と大学の講義とは、その折り合いに問題がある、と指摘している [p.88]。
- 4 YES-プログラムの活用により、(1)若年者は、企業が求める就職基礎能力を知ることができ、また、厚生労働大臣名で発行される証明書（「若年者就職基礎能力修得証明書」）により就職基礎能力を修得していることを就職活動の場面等で示すことができるようになる、(2)企業は、応募してくる若年者の就職基礎能力を証明書により把握することができるようになる。また(3)若年者と企業の間で、就職に必要な基礎能力についての共通の認識が形成されるようになる、等が期待されている。なおYESプログラムの詳細は厚生労働省ホームページを参照のこと。
(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/07/h0723-4.html>)
- 5 中央職業能力開発協会による「ビジネス・キャリア制度修了認定試験（経理・財務）」（中級ならびに初級）なども認定されている。
- 6 選定にあたっては、(1)情報技術、経理・財務及び語学力に関し、職務を遂行する上で必要とされる基礎的な作業に関する能力を修得していることを客観的に把握することができる資格であること、(2)企業が採用に当たり重視しているものであること、(3)毎年一回以上の試験実施がなされていること等、安定的、継続的に試験実施されているものであること、(4)試験に関する情報が公開されているものであること、が条件とされた。
- 7 宮武 [2005] は、コンピューター会計を①システム開発を行う、②表計算のソフトウェアを利用する、③市販の会計ソフトウェアを使用する方法の三つに分類するが、①のシステム開発を行う方式は、会計担当者の能力を超えるものとして除外している [pp.88-89]。本稿でもこれに同意するものであり、以下では②と③について言及する。
- 8 このような会計倫理は財務会計領域だけではなく、管理会計領域でも必要とされる。たとえば、管理会計担当者が情報の送り手として、経営管理者の意思決定に関わる際には、双方に会計倫理が必要となるが、その詳細は広原 [2004] を参照のこと。
- 9 八田と町田 [2003] は、「わが国の場合、信頼に足る会計・監査制度を支えるための、会計プロフェッション予備軍養成の場である大学教育においては、実践的な倫理教育ないし職業倫理のカリキュラム等が組まれている大学は皆無に等しい状況にある」と述べ、会計プロフェッション自身による「実践としての職業倫理」の高揚を図るよう提唱している [p.47]。大学教育においては、会計プロフェッションの予備軍としてのみならず、より広い意味でも、会計倫理の教育を充実させる必要がある。

- 10 Stice and Stice [2006] は、「エンロン事件」を会計教育の最初に紹介することの教育効果をモチベーションの側面から検討している。エンロン事件が会計倫理と深く関わる事案であることから、会計倫理教育においても、このような具体的な事例を提示することには、一定の効果が推測されるが、詳細は今後の検討課題である。また、実際に問題となった事案を取り上げることについて、監査教育という面で、任 [2005] は、「会計法廷」の実現を視野に入れ、「コモンロー的なアプローチ」、すなわち判例の解釈を重視した監査教育の必要性を指摘している [p.86] が、この指摘は会計倫理教育にとっても有意義であろう。
- 11 福浦 [2008] は、「教科主義」「構造主義」の区分を使用して会計教育を情報通信技術の進展との関わりから、e-Learning を前提とした、新たな会計教育の方策について検討している。以下、この両主義の内容についての列挙は、[福浦,2008,pp.114-116] を参照し、筆者なりにまとめたものである。
- 12 ここでのファシリテーターとは、体験学習などにおいて、参加者の主体性を引き出し、参加者自身の「気づき」を引き出す役割を担う、促進者のことである。
- 13 リフレクティブ・ラーニング (Reflective Learning) は、出来事や経験をふりかえり、自身で意味づけを行うことで、そこから得られた気づきや学びを得る学習方法である。リフレクション自体については、Brockbank and McGill [1998,pp.70-89] において詳細な検討がなされている。

参考文献

- 伊藤進一郎「企業における会計教育の論点整理—企業会計人の想い」『企業会計』(2007.9)(Vol.59,No.9),pp.113-118.
- 大塚宗春「公共経営の現場における会計教育の課題」『企業会計』(2007.10)(Vol.59,No.10),pp.56-61.
- 宮武記章「簿記会計初等教育に果たすコンピュータ会計の役割」『会計』(2005.7)(168巻1号)pp.87-101.
- 八田進二 町田祥弘「会計プロフェッションの自主規制における職業倫理の位置づけ」『企業会計』(2003.3)(Vol.55,No.3),pp.39-48.
- 広原雄二「管理会計と倫理」『産業経理』(2004.4)(Vol.64,No.1),pp.71-79.
- 平松一夫「会計リテラシーの向上に向けて」『企業会計』(2007.7)(Vol.59,No.7),pp.67-70.
- 福浦幾巳「ICT化の進展を背景として会計教育の課題」『企業会計』(2008.1)(Vol.60,No.1) pp113-118.
- 瀧田輝己「会計倫理とコンプライアンス」『会計』(2007.7)(172巻1号),pp.13-24.
- 任 章「会計プラクティス水準の向上に資する実践的教育の視点—不正摘発型監査教育のための概念序論」『会計』(2005.8)(168巻2号),pp.74-89
- 松本敏史「大学教育の現場における会計教育の課題」『企業会計』(2007.8)(Vol.59,No.8),pp.83-88
- Brockbank, Anne and Ian McGill *Facilitating Reflective Learning in Higher Education*, The Society for Research into Higher Education, Ltd.(London) and Open University Press.1998.
- Stice, Earl. K and James D. Stice "Motivation on day one: The use of Enron to capture student interest", *Journal of Accounting Education*, Vol.24, issue.2-3, (2006), pp.85-96.
- Mints, Steven M. "Accounting ethics education : Integrating reflective learning and virtue ethics", *Journal of Accounting Education*, Vol.24, issue.2-3, (2006), pp.97-117.
- (本稿は、2007年松本大学学術研究助成による研究成果の一部である。)